

香川県グループホーム・小規模多機能連絡協議会 会則

- 第1条 この会は、香川県グループホーム・小規模多機能連絡協議会と(以下本会という)する。
- 第2条 本会は、(公)日本認知症グループホーム協会、全国小規模多機能型事業者連絡会等と連絡・協調しながら会員相互の連絡を密にし、適正な経営をはかる事を目的とする。
- 第3条 本会は、香川県内におけるグループホーム・小規模多機能型居宅介護の代表者(代理人含)又は、介護保険事業所を経営する者で本会の主旨に賛同し入会する者を以って組織する。
- 第4条 本会の事務所は、会長が指定する地に置く。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。  
一 会員への情報提供  
二 不特定多数を対象とした、講演会、セミナー等の開催  
三 認知症に関する介護研究や介護従事者研修会等の開催  
四 高齢者福祉に関する行政への提案  
五 会員相互間の交流  
六 香川県内の認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の健全な運営と質の向上を図るための事業
- 第6条 本会の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事会において作成し、総会の議決を得るものとする。
- 第7条 本会の会費は、入会金として法人単位一万円、年会費はグループホームはユニット毎に一万円、小規模多機能型居宅介護は事業所毎に一万二千元とし、毎年度第1回総会後に納入する。  
2 法人が複数の事業所を持っている場合については、全事業所を加入要件とする。初年度の入会金、会費は加入時期を問わず、上記に定める金額とする。
- 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。  
一 退会したとき  
二 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき  
三 会費を滞納したとき

四 除名されたとき

五 総会員の同意があったとき

六 介護保険事業所の資格を喪失したとき

- 2 会員がその資格を喪失しても既納の会費、その他の拠出金品等はこれを返還しない。

第9条 会員が退会しようとする時は、1か月以上前までに書面により会長宛に退会届を提出しなければならない。

第10条 会員が、本会の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由がある時は、理事会で審議し、その会員を除名することができる。

第11条 本会は、会員の氏名または名称、事業所住所、連絡先等を記載した会員名簿を作成する。

第12条 本会には、下記の役員をおく。  
理事4名以上10名以内、監事2名  
一 理事の内、1名は会長、2名は副会長とする。

第13条 会長、副会長は、理事の互選とする。  
理事、監事は、総会において会員の中から選出する。

第14条 会長は、本会を代表し会務を総括する。  
2 本会に功績顕著な者に対し、会長がこれを表彰または感謝の意を表すことがある。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。  
4 理事は、理事会を組織し職務の執行を計る。  
5 監事は、理事の職務の執行及び本会の会計を監査する。  
6 監事は、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第15条 本会に顧問若干名を置くことができる。顧問の選出は、理事会の決を経て会長が委嘱する。

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。  
補欠により任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 役員は、任期満了の場合、後任者が就任するまでは職務を行う。

- 第 18 条 会議は、会員総会及び理事会とする。
- 第 19 条 会議は、必要に応じ会長が招集して、その議長となる。
- 第 20 条 総会は 1/3 の出席をもって成立し、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。
- 第 21 条 簡易な事項または急施を要する事項については、理事会で処理し、会員総会に報告することとする。
- 第 22 条 会員総会は、次の事項を議決する。  
一 事業計画  
二 予算  
三 事業報告  
四 決算報告  
五 役員選出
- 第 23 条 会員総会は、この会則に規定してあるものの外、会長が必要と認め  
た事項を付議する。
- 第 24 条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。会費は、  
総会において決める。
- 第 25 条 会則の施行について必要な細則は、会員総会の議決を経て会長がこ  
れを定める。
- 附 則
- 1 この会則は、平成 15 年 11 月 11 日より施行する。
  - 2 第 7 条に詳細解釈を挿入し平成 18 年 4 月 1 日より適用する。
  - 3 この会則は、平成 19 年 8 月 1 日より施行する。
  - 4 会の名称を変更するとともに第 10 条に挿入し平成 21 年 3 月 17 日  
より施行する。
  - 5 会則第 2 条に補則すると共に第 7 条 2 項を追加し平成 22 年 4 月 1  
日より適用する。
  - 6 第 7 条 2 項の 2 行を抹消し平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
  - 7 この会則は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。